

**令和 2 年度(2020 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン
取組み状況報告書**

**令和 3 年 9 月
世田谷区**

目次

本書について	4
計画の体系	6
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進	8
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	10
基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶	12
基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築	14
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	16
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	18

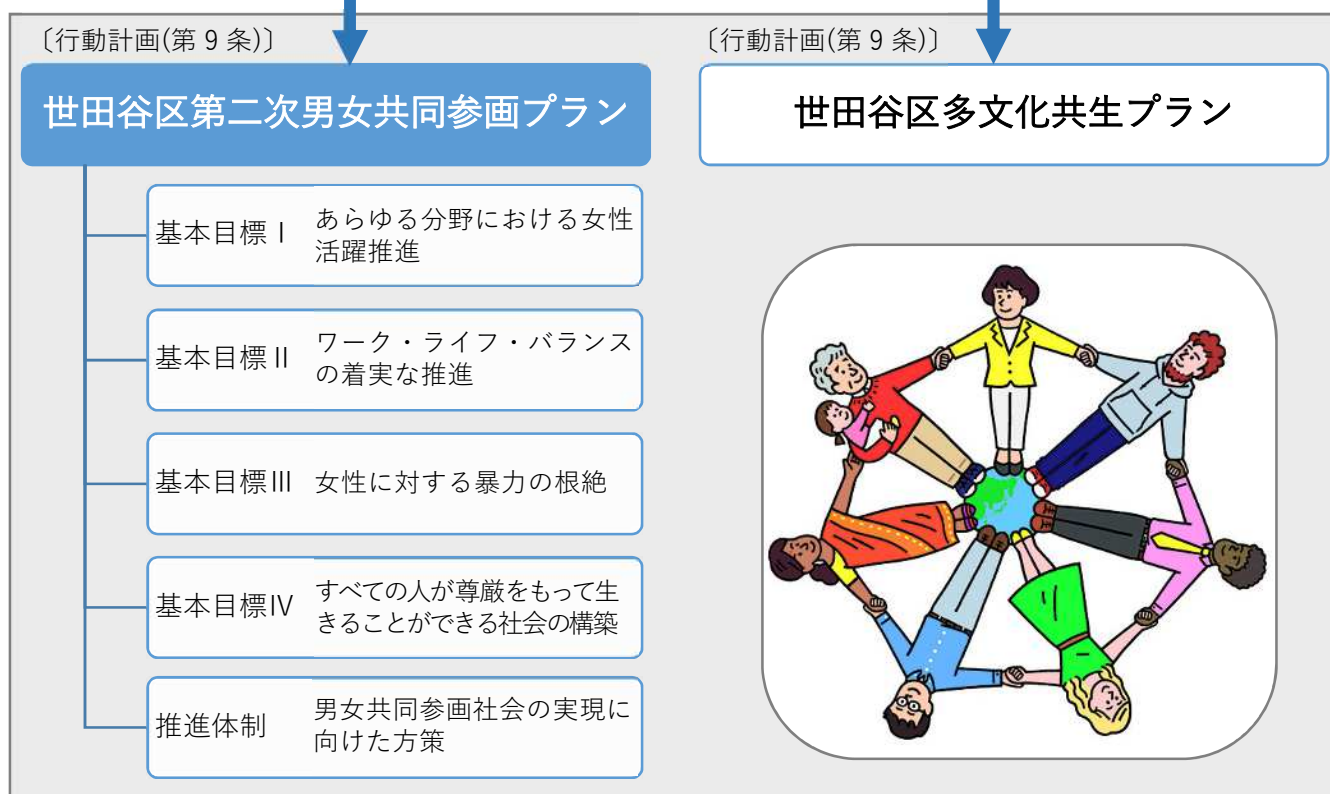
本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度(2017 年度)～令和 8 年度(2026 年度)）（以下、「プラン」という。）は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例



プランの体系

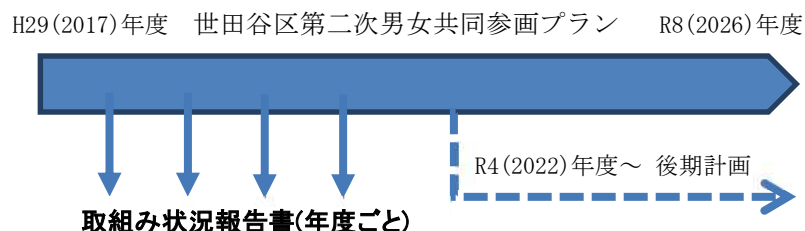
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」（p. 6～7）をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いた上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き

- 「第5次男女共同参画基本計画」の策定(令和2年12月)
国は「すべての女性が輝く令和の社会へ」をキャッチフレーズとした「第5次男女共同参画基本計画」を策定した。
第4次計画までの取組みの課題及び、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な社会情勢の現状と予想される環境変化をも受けた内容となっている。
日本のジェンダー平等に向けた取組みは、国際社会から遅れをとっていることを認識し、危機感を持って、男女共同参画に取り組むとした姿勢を明記している。
- パートナーシップ宣誓制度を全国103自治体が実施、人口カバー率は37%に(令和3年4月)
区はパートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年2月に東京都の呼びかけにより開催した区市の連絡会において、渋谷区・足立区と共に都内自治体によるネットワークの結成を提言した。
令和3年5月に、都内における導入済12区市「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成し、第1回となるオンライン会議を5月19日に開催した。

本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和2年度の取組み内容と評価を掲載しています。なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和2年度に実施した取組み内容を掲載しています。

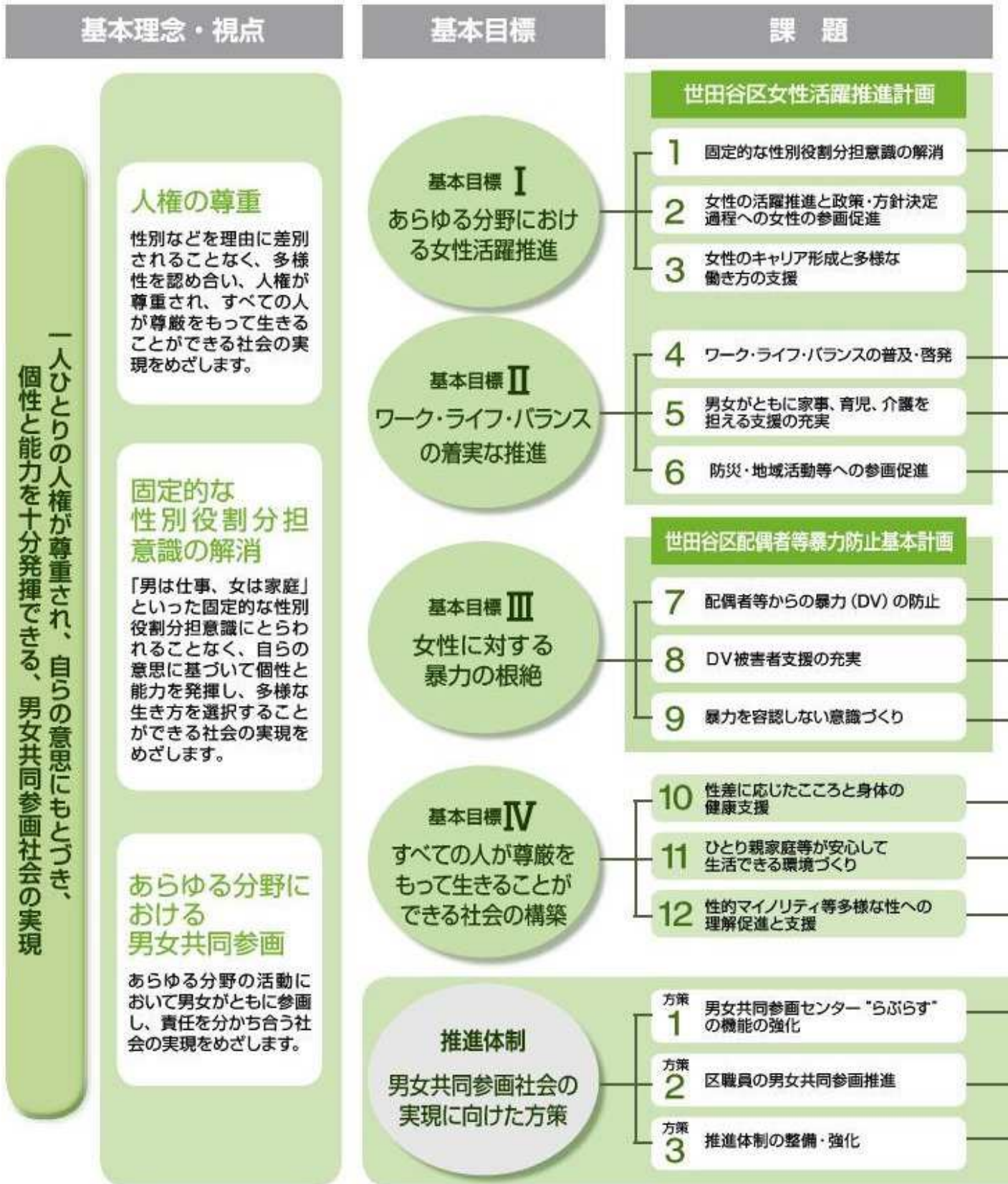
【実施内容の評価と今後の取組み】

令和2年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和元年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見を掲載しています。

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進
④フォローアップ体制整備の検討

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和2年度 4月1日現在 33.8%	令和3年度 4月1日現在 34.7%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	平成31年度 4月1日現在 37.5%	令和2年度 4月1日現在 38.1%	37%
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和2年度 81.5%	(参考数値) 令和3年度 83.1%	85%

出典 No.1 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.2 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 40.7% (令和2年9月30日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 32.9% (令和2年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) (令和2年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
4	0	1	1	1	15	15	25

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 11.2% (令和2年7月現在) *3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 17.0% (令和2年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和2年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
4	1	12	11	17	13	1	3

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和2年12月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和2年11月)

【数値目標に対する評価と課題】

- 1 区の審議会等の女性割合はプラン策定時比 3.8 ポイント、前年度比 0.9 ポイント増となった。
 - ・ 女性委員が 0 人の審議会は 3 件(すべて前年と同一)で、推薦母体や分野に女性が少なく、経歴などを重視して選定した結果女性委員が含まれなかった。今後も区内各課に向けて、女性委員の登用に向けた理解を求めながら取り組む必要がある。
- 2 区内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 3.9 ポイント、前年度比 0.6 ポイント増となった。(令和 2 年 4 月現在、部・課長級 20.2%、係長級 41.3%)
 - ・ 特定事業主行動計画(令和 2 年度改定)では、世田谷区役所における女性管理監督職割合の目標値を令和 7 年 3 月までに 40%としている。区職員全体における女性の割合は 52.5%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。
- 3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合はプラン策定時比 9.8 ポイント、前年度比 1.6 ポイント増加した。
 - ・ 区民の意識は着実に変化している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

【基本目標における課題と令和 2 年度の実施内容】

- 課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消(別冊 p.3)
 - 区内企業に対する意識・実態調査を実施、出前講座は令和元年度 2 校から 2 年度は 6 校まで回復
新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、実施時期や設問内容を考慮しつつ区内企業を対象とした調査を実施した。研修や講座はオンラインと集合型を組み合わせるなどして実施し、性別役割分担意識の解消に努めた。
- 課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進(別冊 p.9)
 - 男女共同参画先進事業者表彰は中止、過去の受賞者の取り組み等をまとめた冊子を発行
表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止とし、過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレットを発行した。
- 課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援(別冊 p.13)
 - 企業のテレワーク導入を支援、ワークスペース事業は 6 か所に
企業の職場環境整備促進事業は 3 社についてテレワーク導入にかかる総合的支援を行い、その成果として企業向け情報誌を内容を刷新して作成した。ワークスペースひろば型を 1 か所(玉川総合支所管内)増設し、保育施設と連携したワークスペース 1 か所とあわせて 6 か所となった。

【実施内容の評価と今後の取り組み】

- 区内事業者における一般事業主行動計画の策定は徐々に進み、女性の登用に関する意欲も高まりつつあることを確認できた。調整計画の策定に調査結果を活用していく。コロナ禍における研修・啓発事業にオンラインの活用は有効なことが確認でき、今後も必要に応じて活用を継続していく。
- テレワークの推進をはじめとする新たな働き方に、コロナ禍において事業者が積極的に取り組んだことは、区内事業者の実態調査でも確認できた。事業者の理解促進に向け、「企業の職場環境整備促進事業」を今年度も継続する。
- 「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用対象者を中学生までの保護者に拡大するなどし、新規利用登録者、利用実績ともに拡大した。「ワークスペースひろば型」は区内全地域(5 支所)の開設となり、利用者アンケートの実施等により、より利用者の視点に立った事業をめざす。

【参考：令和元年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 区内の管理監督的立場の女性の占める割合は、平成 31 年 4 月 1 日現在、37.5%と目標を達成したが、男女共同参画推進の基本にたち区内職員の女性の割合(52.5%)と同程度をめざすべきである。

(令和 2 年 8 月 24 日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和2年度 4月1日現在 13.3%	令和3年度 4月1日現在 16.0%	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 6.1% (令和2年4月1日現在) *1
- 東京都の自治会長の女性比率 12.1% (令和2年4月1日現在) *1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和2年4月1日現在) *2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	3	12	6	1	1	0
市町村	6	5	2	2	9	4	11
合計	6	8	14	8	10	5	11

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクション(※)の認知度は、プラン策定時比4.6ポイント減少した。

- ・「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日から拡大されることへの対応も見すえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

※ポジティブ・アクション：固定的な性別による役割分担意識に根ざすこれまでの制度や慣行が原因となって、雇用の場において男女労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組み。

- 5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では0.3ポイント増加している。
 - ・ 保育の多様なニーズへの対応や質の確保、育児に関するサービスの充実や切れ目のない支援に取り組んでいるが、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 6 町会・自治会長における女性の割合はプラン策定時比7.4ポイント、前年度比2.7ポイント増加した。
 - ・ 地域における女性のリーダーが徐々に増加していることが今回の数値につながったと考えられる。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

- 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（別冊 p. 21）
 - 中止事業もあったが、手法の転換等を行い普及・啓発を継続
 - 区民向け啓発イベントや先進事業者の表彰等は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したが、過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレットを発行したり、事業者向けセミナーをオンラインセミナーに切り替えるなどして実施した。
- 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（別冊 p. 25）
 - 待機児童ゼロを継続。保育の質の確保、切れ目のない支援に向けた取組みの強化・実施
 - 令和3年4月時点の待機児童数は2年連続で0名となった。私立幼稚園預かり保育の増、医療的ケア児の公立保育園での受入枠の増や、新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業などに取り組んだ。ふれパママ講座はオンラインも併用され、父親の参加は前年並みとなった。
- 課題6 防災・地域活動等への参画促進（別冊 p. 38）
 - 地域における講座等は、新型コロナウイルスの感染拡大により中止や、手法を見直しして実施
 - 中止となる事業も多かったが、子育てメッセのオンライン化、おやじと子どもフェスタ2020が、ステージを無観客開催し後日のYouTube配信を行うなど、感染対策を講じて子どもたちに発表機会の確保を行うなど、手法の見直しや感染対策を講じながら実施されたものもあった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- 相談事業の利用者やセミナーへの参加者は、新型コロナウイルスによる電話面接への移行や休止期間などもあり、利用者は増加したのも減少したのもあった。感染対策を講じて事業を実施するとともに、区民への情報提供、事業者への情報提供や支援を行い、区民・事業者の理解促進に向けて取り組む。
- 待機児童数が2年続けてゼロになったこと及び保育施設における欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による保育需要量の見通しが不透明である。新たな区の人口推計なども踏まえながら、令和3年9月に、改めて、今後の保育施設整備を含めた保育施策の方向性を示す。
- 平成31年4月より新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を開始し、保護者の多様な働き方に対応するとともに、小学校就学後からすぐに子どもが一人で過ごすことへの対応を2年間行ったが、利用率が想定を下回った。保護者アンケートより一定のニーズは見られたが、モデル事業は一旦休止する。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 待機児童0の達成や病児保育の充実、新BOP学童クラブの時間延長などの施策が充実している一方で、数値目標5「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」の数字は伸びていない。ともに優先していけるよう、良好な職場環境に向け、企業に対する働きかけ、啓発をもっと進める必要がある。
- ・ コロナ禍において、女性は男性に比べてテレワークの利用が少ないのは、そもそもテレワークになじまない仕事に就いている女性が多い現実があるのかもしれない。結果として女性のほうが職場で感染の危機にさらされているのではないかと。雇用の悪化、貧困化、女性の家事労働の増大と仕事への影響など新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす男女共同参画への影響が気になる。

（令和2年8月24日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和2年度 29.3%	(参考数値) 令和3年度 27.1%	60%
8	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和2年度 65.5%	(参考数値) 令和3年度 67.4%	80%
9	デートDV防止の出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和元年度 中学校：0校 高等学校：2校	令和2年度 中学校：6校 高等学校：0校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 20.0%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和3年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は前年度比7.2ポイント、プラン策定時比2.2ポイント減少した。

- ・子ども家庭支援センターに寄せられるDVについての相談は、延相談件数2,287件(前年度1,944件)、実ケース数525件(前年度512件)と増加した。コロナ禍における家庭におけるDVや虐待についての相談も増加している。
- ・被害者を着実に支援につなげるとともに、DV防止法自体についての理解を深めるため、区民に向けた啓発の内容や手法等を検討する必要がある。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比16.4ポイント、前年度比1.9ポイント増加した。

- ・「DVの被害者にも原因の一端がある」と考える人の割合は、プラン策定時比12.8ポイント減少している。
- ・暴力は理由のいかんに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

- 9 デートDV防止の出前講座は新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる学校もあったが、令和元年度2校から、2年度6校の実施となった。
- ・ デートDVについての啓発冊子は、配布対象を中学2年生に移行し、経過年となる令和2年度については、3年生は生徒及び保護者に向けての配布を実施した。
 - ・ コロナ禍においても学校出前講座は一定数を実施することができた。若年層に向けた啓発は重要であり、今後も新たな手法を検討し、機会の拡充をめざす必要がある。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

- 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止(別冊 p.47)
 - コロナによる相談増の想定に対応し、相談事業の質をさらに拡充
男女共同参画センター委託事業「女性のための悩みごと・DV相談」は令和2年5月より、実施日・実施時間帯を拡充した。DV相談専用ダイヤルは、1年間で309件の相談を受けた。
- 課題8 DV被害者支援の充実(別冊 p.51)
 - 配偶者暴力相談支援センターの機能を運営
相談を受けた被害者に対する支援の実施と並行して、保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、DV相談事実証明書の発行、区の相談員を対象とした事例検討会等を実施した。また、会議や研修を通じ、警察署や民間支援団体等、関係機関とのネットワークの強化に努めた。書類作成件数(3件)や証明書発行件数(59件)も昨年に比べて増加した。
- 課題9 暴力を容認しない意識づくり(別冊 p.58)
 - 啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施
啓発物においては、同性間でのDV・デートDVも存在することや、女性から男性へのデートDVの例の紹介も実施した。庁内におけるヒヤリ・ハット事例の共有等も実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- 区の婦人相談員が対応したDV相談は、延相談件数2,287件(前年度1,944件)と大きく増加、実ケース数525件(前年度512件)と微増となった。コロナ禍を反映した相談ニーズの増加や、特別定額給付金支給に伴う新たなケースからの相談等により、実際に相談件数が増加している。今後も相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施するとともに、相談拡充や、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。
- 配偶者暴力相談支援センターの機能を運営する中で、地方裁判所からの照会書面の作成や、DV相談証明書の発行件数が引き続き大きく増加し、被害者が必要とする支援を迅速に提供することができた。今後も庁内各課や関係機関との連携を強化し、被害者支援に取り組む。
- DVやデートDVの防止に向け、若者世代への啓発は重要である。新型コロナウイルスの感染拡大もあり出前授業を含めて集合型の啓発事業には限界がある。若者世代と協力したオンラインによる情報発信への手法転換や、青少年交流センター等での啓発機会を創出していく。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 数値目標7「DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は実績値が低く、伸び率も低い。計画策定当時、積極的に達成をめざしたい目標として60%に設定したが、計画年度内の目標達成は厳しいと思われる。
- ・ ここでは、法律名の認知より「接近禁止を知っているか」など法律の内容の認知度や理解度を目標値にするほうが意義がある。調整計画の策定に向けて、数値目標の見直しを検討するべきである。
- ・ デートDV防止の出前講座の実施校数が少なく啓発がいきわたらない。時期や講座内容を学校側のニーズにあわせ確実に実施するとともに、多くの若者に啓発するための手法の検討も必要である。

(令和2年8月24日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

また、障害のある女性は、障害に加えて固定的な性別役割分担意識やそれに関連する慣行、さらには暴力等により、複合的に困難な状況に置かれていることがあることに留意が必要であり、男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながります。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和元年度 子宮がん 21.6% 乳がん 21.6%	令和2年度 ※令和3年6月 時点の暫定値 子宮がん 25.4% 乳がん 23.4%	現状以上
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	平成31年度 6回	令和2年度 7回	現状以上
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和2年度 74.9%	(参考数値) 令和3年度 80.3%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.11 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
全国	15.7%	17.0%
東京都	14.0%	16.8%
東京都区部	14.9%	17.4%

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和元年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診の受診率は、プラン策定時比 1.8 ポイント、前年度比 3.8 ポイント上昇した。

乳がん検診の受診率は、プラン策定時比 2.0 ポイント低下したものの、前年度比 1.8 ポイント上昇した。

- ・ 検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

- 11 養育費相談会の実施回数は、7回であり、前年度より増加したものの、プラン策定時比2回減少した。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して開催したが、利用する相談者は減少した(令和2年度30名、令和元年度41名)。相談者は各地域で実施している家庭相談等へつなげた。
 - ・今後も、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比10.3ポイント、前年度比5.4ポイント増加した。
- ・区におけるパートナーシップ宣誓者は年間28組(制度開始からの累計164組)であった。また、区と当事者団体との共催で写真展を開催、区のおしらせでの啓発等、性的マイノリティの方々に対する理解促進を進めている。
 - ・国民健康保険における新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金について、同性パートナーへ相当金額の支給を行う要綱が制定される等、性的マイノリティへの配慮が進みつつある。今後も各所管が、すべての人が尊厳をもって生きられる社会の構築に向けての意識をもって取組みを進めることが求められる。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

- 課題10 性差に応じたところと体の健康支援(別冊p.63)
 - 区民の疾病予防や健康づくりの推進に向けて、各種の対象者に向けた取組みを実施
区民健診や依存症相談、乳幼児健康診断等、各種の事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて実施回数、参加者ともに減少した。妊婦健康診査については、受診延件数は減少したが初回受診率は向上した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり(別冊p.75)
 - 貸付事業、助成事業の実績は増加、訪問事業等の利用は減少
母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象にする給付金の利用実績や、母子生活支援施設への入所件数等は令和元年度に比べて増加した。一方でひとり親家庭等のホームヘルパーや、ひとり親家庭等の子供学習支援事業などについては利用実績が減少した。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援(別冊p.80)
 - 区民団体や当事者と協力した周知・啓発事業や、個別の研修等を実施
区のおしらせへのパートナーシップ宣誓5周年の啓発記事掲載、区内当事者団体との共催による写真展の開催、社会福祉法人の自主事業としてのセクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座の開催、区内福祉事業者に向けた個別研修等を実施した。また、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金について、同性パートナーへ相当金額の支給に向け要綱を制定した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- 各総合支所健康づくり課で実施する事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による休止期間などを反映し、事業により実施回数や利用者の増加、減少がともに見られた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。がん相談コーナーについては電話相談の1時間拡大や三茶おしごとカフェにおける就労相談等新たな取組みの利用もあり、今後も啓発事業との組み合わせなどによる利用拡大を図る。
- ひとり親に対する各種支援事業は、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では、人権教育推進校による性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開が継続されている。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も、今後も継続して進めていく。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・がん検診の受診率やひとり親家庭の養育相談の利用率が低下した原因について、新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント中止や外出自粛が影響していると考えられる。新型コロナウイルスの各事業への影響や区の対応について、今後さらに注意深く検証していく必要がある。

(令和2年8月24日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和2年度 of 取組みと評価】（別冊 p.84）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、男女共同参画センターの一時休館、各種講座事業・啓発事業の休止や、オンライン開催などの手法を見直した。また、相談事業への予約制電話相談の導入等を行いながら、男女共同参画の推進の拠点施設として、センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」の3事業を可能な限り推進した。あわせて、メールマガジンの配信者やTwitterの配信回数増など、SNSでの発信を充実させた。
- 「女性のための悩みごと・DV相談」については、コロナ禍による相談ニーズの増に備えて開設日時及び時間帯の拡大を行い、相談件数が増大した。受理会議や専門家を招いたスーパーバイズ、各種相談事業での連携等を行い、相談員の質の向上に努めた。
- コロナ禍における女性起業家の状況についてアンケートを行い、実践の場の減少と対応の必要を把握し、女性のための起業実践講座におけるPR動画作成や、「女性起業家紹介サイト」の立ち上げ等、状況に合わせた事業を展開した。
- らぶらす登録団体を対象としたアンケートも実施し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における団体活動の現状と課題、らぶらすへの要望を尋ね、らぶらす研修室の利用方法への意見、区民企画協働事業等らぶらす事業とのかかわり方についての状況を把握し、今後についての検討につなげた。

令和2年度～4年度の運営事業者である社会福祉法人共生会SHOWAと、世田谷区の男女共同参画の拠点として一層の充実を図るとともに、地域に開かれた多様な交流の進む施設づくりや、地域との良好な連携関係の構築、「地域にひらかれたらぶらす」づくりに向けて協議を行いながら取り組みを進めた。今後も、コロナ禍を踏まえつつ、取組みを継続していく。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和2年度 of 取組みと評価】（別冊 p.94）

- 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を令和2年4月に新たに策定し、ハラスメント苦情・相談担当に、課長級に加えて係長級を令和2年度から増員した。
- 区長部局のハラスメント苦情・相談窓口（課長級）に寄せられた苦情・相談は5件（前年度7件）となった。区立小・中学校内及び教育指導課に設置したセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口についても引き続き周知を図った。また、職場のハラスメント防止研修をオンラインにより実施し、ハラスメントの防止に取り組んだ。
- 特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性の管理監督職に占める女性割合の目標値を令和2年3月までに37%から、令和7年3月までに40%に修正した。令和2年4月現在では38.1%（部長級13.0%、課長級22.2%、係長級41.3%）となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和3年4月時点で28.2%（前年度27.0%）となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は23人（前年度18人）、早出遅出勤務取得件数は66件（前年度63件）となった。
- 令和2年4月1日より、所定の手続きを行った職員（会計年度任用職員を含む）は、同性パートナー（職員と性別が同一で婚姻関係と同様の事情にある者。同一の住所で同居を要件とする。）とその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるようにするなどの制度改正を行った。

これらの取組みにより、男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに努めた。引き続き、取組みを進めていく。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和2年度の取組みと評価】(別冊 p. 98)

- 区はパートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年2月に東京都の呼びかけにより開催した区市の連絡会において、渋谷区・足立区と共に都内自治体によるネットワークの結成を提言した。令和3年5月には、都内において導入済12区市で各区市における①性的マイノリティ施策全般の質的向上、②パートナーシップ制度の利便性向上を目的とし、情報共有・情報交流の場として「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成し、第1回となるオンライン会議を5月19日に開催した。
- 平成30年4月1日に施行した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において、「第二次男女共同参画プラン」を、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための行動計画として位置づけ、男女共同参画・多文化共生施策を推進する上で必要な事項を調査審議する区長の諮問機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」を、男女共同参画に関する事項その他の専門的な事項を調査審議するための機関として「男女共同参画推進部会」をそれぞれ設置した。
- 令和2年度は審議会を2回、男女共同参画推進部会を4回開催し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面やオンラインによる開催も行った。審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について、区長から諮問を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた男女共同参画や多文化共生分野での取組状況について報告を受けた。また男女共同参画部会では、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」実施にあたっての調査票の作成、報告書の取りまとめ、男女共同参画プラン取組状況報告書について区から報告を受け、意見を述べた。
- 上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情・相談機関として設置した「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和2年度においては、同条例に基づく苦情申し立てはなかった。

これらの取組みにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けて、取組みを進めるとともに、計画のPDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施した。また、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」は、令和元年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」とともに、現在策定作業中の「第二次男女共同参画プラン後期計画」策定にあたっての基礎資料として活用を進めている。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・男女共同参画センター“らぷらす”について、男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画の展望を見据えながら、区民にとって必要な事業企画を検討するべきである。また、推進拠点としての存在と役割をPRする方法についてもさらに工夫してほしい。
- ・「方策2 区職員の男女共同参画推進」の中で、同性パートナーとその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるようにするなど制度改正が行われた。事実婚のカップルと同様に利用できることは評価できる。
- ・働き方改革が少しずつ進んできた中で、コロナ禍においては、官民ともにテレワークや時差出勤などを実践している。区は、区内最大規模の事業所として、今後も新しい生活様式を実践するために、時差出勤制度の拡充や在宅勤務制度の導入など、新たな働き方を率先して実施していくべきである。

(令和2年8月24日 男女共同参画推進部会)

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和3年7月28日 部会開催)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(p.8)

- ・区の審議会等の女性の占める割合が、国の数値よりも下回っている。目標数値自体を35%よりもひき上げ、50%を目指すべきである。また、女性委員が0人の委員会が3つある。推薦母体や分野に女性が少なく、経歴などを重視して選定した結果、女性委員が含まれなかったとあるが、女性委員の登用に向け、さらに努力を重ねるべきである。
- ・庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、男女共同参画推進の基本に立ち、庁内職員の女性の割合と同程度を目指すべきである。
- ・女性の就労、再就職支援については、新型コロナウイルスによる不利益等と、その対応の必要性について、今後検討すべきである。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(p.10)

- ・新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から啓発事業の実施が困難な状況下にあっても、オンラインを活用した事業等に取り組んだ所管があったことは評価できる。
- ・今後は高齢者が働き続けざるを得ない社会となり、家庭で介護を担うものとする考えが、家庭生活の負担となっていくこともあるのではないか。介護は性別に関わりなく担うものとする考え方を進める一方で、家庭に求め過ぎず、第一義的には社会全体で高齢者の生活を支えあうという新しいモデルや価値観を作っていくことが、高齢期のワーク・ライフ・バランスを支えるのではないか。

【基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶】(p.12)

- ・DVについては、身体的暴力だけでなく、精神的暴力やモラルハラスメント、経済的暴力に直面している人は多いため、その部分についても啓発を強化する必要がある。
- ・若者世代の啓発は重要であるが、学校でのみならず、家族の人にもDVの理解が必要である。あらゆる対象に向けた啓発を実施してほしい。
- ・男性相談については、相談についてどんなニーズや課題があるのかを付記してほしい。

【基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築】(p.14)

- ・性的マイノリティの理解促進に向けて、区民に向けた多様な啓発事業を実施したことは評価できる。今後も情報発信を継続してほしい。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(p.16)

- ・世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」については、「地域に開かれたらぷらす」というより、「広く区民全体に開かれたらぷらす」という視点で記載してほしい。
- ・パートナーシップ宣誓は、今後、他自治体に転出しても再度の宣誓手続きを不要とするなど、手続きがスムーズに進むようにしてほしい。

令和 2 年度(2020 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書

令和 3 年 9 月発行
世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画担当課
〒156-0043
東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453
FAX 03-6304-3710
